

働きやすい職場認証制度取得促進助成金交付要綱

(令和5年度)

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という。)の会員が職場環境改善に向けた取組みを「見える化」し、求職者に対して運転者の就職を促進するため、一般財団法人日本海事協会(以下「認証機関」という。)が実施する「運転者職場環境良好度認証制度(通称：働きやすい職場認証制度)」の認証取得(新規認証または継続申請)した場合、その費用の一部を県ト協が助成することにより、人材確保に寄与することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象者は、県ト協の会員であって、本年度の指定された期間内に「認証機関」に認証登録申請を行い、「認証機関」の審査に合格し、登録証書の交付を受けた県内に本社のある事業者とする。**経過措置として前年度(令和4年度)に認証登録申請を行い、本年度に登録証書の交付を受けた県ト協の会員に対しても助成の対象とする。**

(助成額)

第3条 **会員事業者が負担した新規認証取得(上位認証取得を含む)にかかる審査料・登録料についてはその費用の一部として県ト協は10,000円を上限に助成し、全ト協は30,000円を上限に助成する。また、同位認証継続にかかる審査料・登録料についてはその費用の一部として県ト協は10,000円を上限に助成し、全ト協は20,000円を上限に助成する。**

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする会員は、県ト協所定の別紙「働きやすい職場認証制度」認証取得費助成申請書(様式1)に必要書類を添付して、県ト協会長に対して申請するものとする。

但し、申請の最終締め切りは、令和6年3月6日とする。

(助成金の交付)

第5条 県ト協は会員から前条による申請を受けた場合は、その内容を確認し適正と認めるときは会員へ助成金の交付を行う。

(助成する条件)

第6条 申請時において、協会費の滞納期間が3ヶ月以上又は滞納額が50,000円以上ある会員には助成を行わないものとする。

(助成金申請に関する調査協力義務)

第7条 **助成金の交付を受けた会員は、県ト協から要請があった場合には、当該申請に係る添付書類原本及び関係帳簿等を開示しなければならない。**

(助成金の返還)

第8条 **県ト協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全部**

若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業全てに係る申請の受付及び交付決定は、当分の間行わないものとする。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別にこれを定める。

(附則)

本要綱は、令和5年4月1日より施行する。